

## 富山県バスケットボール協会審判部規約

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、富山県バスケットボール協会審判部（以下「審判部」という。）と称する。

(目的)

第2条 審判部は、富山県バスケットボール協会（以下「県協会」という。）に属し、競技規則の周知徹底、審判員の発掘と養成及び各種大会の運営協力にあたる。

2 富山県のバスケットボール審判員が審判を通して、技術の追求や審判員相互の融和を図り、もって審判資質の向上に努めることを目的とする。

(事業)

第3条 審判部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 審判講習会の開催
- (2) 県協会公認（以下「県公認」という。）審判員の審査認定
- (3) (公財)日本バスケットボール協会公認（以下「日本公認」という。）審判員の審査協力
- (4) その他目的の達成のために必要なこと。

### 第2章 組織

(組織)

第4条 審判部は、県公認審判員、日本公認審判員及び必要と認める者をもって組織する。

(担当及び事務局)

第5条 審判部の円滑な運営を図るため、必要な担当を置く。

2 審判部の会務を処理するため、事務局を置く。

### 第3章 役員

(役員)

第6条 審判部に次の役員を置く。

- (1) 部長 1 人
- (2) 副部長 若干人
- (3) 委員 若干人
- (4) 監事 2 人
- (5) 事務局長 1 人

2 役員の内任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の途中で交替した場合、後任の役員の内任期は、前任者の残任期間とする。

(部長)

第7条 部長は、県協会理事長が県協会理事会の同意を得て選任する。

2 部長は、会務を総理し、審判部を代表する。

(副部長)

第8条 副部長は、県協会理事長が県協会理事会の同意を得て選任する。

2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員)

第9条 委員は、部長が選任する。

2 委員は、担当又は事務局に所属し、その職務にあたる。

(監事)

第10条 監事は、総会において選任し、部長が任命する。

2 監事は、会計を監査する。

(事務局)

第11条 事務局には、事務局長を置く。

2 事務局長を補佐するため、庶務及び会計など必要な役職を置くことができる。

3 事務局長並びに事務局長を補佐する役職は、総会において選任し、部長が任命する。

4 事務局長は、部長の指示に従い庶務会計を統括し執行する。

#### 第4章 会議

(会議)

第12条 会議は、総会、スタッフ会議及び正副部長会議とし、部長がこれを招集する。

2 部長又は構成員の3分の1以上が必要と認めるとき、部長は臨時総会を招集しなければならない。

(総会)

第13条 総会は、部員及び役員をもって構成し、年1回開催する。

2 総会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 規約の改正
- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 予算及び決算
- (4) 役員を選任
- (5) その他部長において必要と認めた事項

(スタッフ会議)

第14条 スタッフ会議は、役員をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 総会において決議された事項
- (2) 第3条に規定する事項
- (3) その他本審判部の運営に必要な事項

(正副部長会議)

第15条 正副部長会議は、部長、副部長及び事務局長で構成し、次の事項を審議する。

- (1) 北信越ブロック大会における審判に関する事項
- (2) 県協会主催以外の大会における審判に関する事項
- (3) その他必要な事項

## 第5章 会計

(経費)

第16条 審判部の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 県協会並びに関係団体から交付される補助金等
- (3) 寄付金
- (4) その他収入

(会計年度)

第17条 審判部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 その他

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、審判部の運営に必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年4月14日から施行する。